

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 5 月20日
【発行者名】	いちごオフィスリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 千葉 恵介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
【事務連絡者氏名】	いちご投資顧問株式会社 副社長執行役員オフィスリート本部長 加茂 勇次
【電話番号】	03-4485-5231
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	いちごオフィスリート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）
【発行登録書の提出日】	2023年 5 月29日
【発行登録書の効力発生日】	2023年 6 月 6 日
【発行登録書の有効期限】	2025年 6 月 5 日
【発行登録番号】	5-投法人1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替投資法人債総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2024年 5 月20日（提出日）です。
【提出理由】	有価証券報告書（第34期 自 2022年 5 月 1 日 至 2022年10月31日）の訂正報告書、有価証券報告書（第35期 自 2022年11月 1 日 至 2023年 4 月30日）の訂正報告書及び有価証券報告書（第36期 自 2023年 5 月 1 日 至 2023年10月31日）の訂正報告書を2024年 5 月20日に関東財務局長に提出しました。これらの有価証券報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を2023年 5 月29日に提出した発行登録の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおりです。